

## 春の全国火災予防運動

統一標語『消したはず 決めつけしないで もう一度』

市では、3月1日から7日まで、春の全国火災予防運動を実施します。さらに、この期間中は、全国山火事防止運動、車両火災予防運動も併せて実施されます。

市消防本部のまとめでは、平成23年中、市内で48件の火災が発生し、4人が負傷しています。

市民の皆さんもこの機会に消火器や住宅用火災警報器の設置や取り扱いなどを確認し、火災予防を怠らないようにしましょう（下記参照）。

### 〔予防運動期間中の主な行事〕

- ◆市内巡回広報
- ◆住宅防火診断（市内各地域）
- ◆防火ポスター展（小・中学生）
  - とき 3月1日～7日（土曜・日曜日を除く）
  - ところ 市役所1階市民ホール
- ◆街頭広報
  - とき 3月1日（木）
  - ところ 座間駅・相武台前駅

## 消火器事故を防ぎましょう

古くなった消火器の破裂による人身事故が発生しています。消火器には消火剤を噴出するために高い圧力でガスが充てんされていますので、消火器本体に腐食や変形・キズ、ホース部分に詰まりなどがあると、破裂する可能性があります。半年に1度程度、目で見て点検しましょう。

なお、消火器が古くなったり傷ついたりしている場合には、点検・回収業者を紹介しています。詳しくは、担当にお問い合わせください。

## 設置しましたか？住宅用火災警報器！

住宅火災を早期に発見して逃げ遅れによる死者を減らすため、「住宅用火災警報器」の設置が消防法によってすべての住宅に義務付けられました。感知器を壁や天井に取り付けることで、火災の初期に発生する熱や煙を感知し警報音や音声により知らせるものです。設置基準など詳しくは担当にお問い合わせください。

※消防署の職員が物品を販売することはありません。悪質な訪問販売にご注意ください。

※住宅用火災警報器を適正に設置した場合、各保険会社の火災保険などの割引や助成の対象となる場合があります。詳しくは各保険会社にお問い合わせください。

担当 消防予防課 ☎046(256)2211 ☎046(256)3225

## 共助

地域での助け合い。まずは地域を知ること。日ごろの人と人とのコミュニケーションを大事にし、災害時に備えましょう。

大災害が発生したとき、交通網の寸断、同時多発火災などにより、消防や警察などの防災機関が十分に対応できない可能性があります。そんなとき力を発揮するのが、「地域ぐるみの協体制度」です。

実際に阪神・淡路大震災や東日本大震災時には、地域住民が自発的に組織した防災組織や地元消防団の救出・救助活動は被害の拡大を防ぎ、その後の復旧にも大きな力を発揮しています。

阪神・淡路大震災における救助者数の対比



### 自主防災組織の結成を

担当 安全防災課 ☎046(252)7395 ☎046(252)7773

東日本大震災においても、地域のつながりが強いほど秩序ある避難所運営がなされていました。いざというときに地域住民が力を合わせれば「人命救助」や「初期消火」など、一人ではできないことでも早急に対処できます。

市では自主防災組織の結成や活動を支援しています。希望に応じて、防災関連講話やビデオ上映のほか、防災資機材の取扱方法や応急手当などの指導を行います。また、防災資機材の無償貸与もしています。

まだ、自主防災組織を結成していない自治会などは、ぜひご検討ください。

### 地域を守る消防団員を募集

担当 消防総務課 ☎046(256)2211 ☎046(256)2215

地域住民を災害などから守る組織として消防団があります。東日本大震災では、被害を受けた地域の地元消防団の活躍により、数多くの被災者が避難の誘導を受けたり、救出されたりしました。

しかし、消防団員は全国的に減少傾向にあり、市でも欠員が生じているため消防団員を随時募集しています。入団条件は、市内在住の18歳以上45歳未満の心身ともに健康な方です。消防団は消防組織法第9条の規定に基づく組織で、その身分は非常勤特別職の地方公務員となり、報酬と出勤した場合の活動手当が支給されます。

皆さんも消防団員として、共に地域を守っていきませんか。詳しくは、担当にお問い合わせください。

### 大規模災害想定訓練

担当 消防総務課 ☎046(256)2211 ☎046(256)2215

市消防本部と消防団は、大規模災害を想定し、旧日産自動車座間独自身寮で救助訓練を実施しました。

訓練では、実際に建物を破壊し、強度・重量・体の疲労などを体験することで、人命救助活動が安全・確実・迅速に行えるかの技術や知識を養うとともに、現場の状況に応じた対応力などを身につけました。



### 広域避難場所・避難所の指定

担当 安全防災課 ☎046(252)7395 ☎046(252)7773

市では、広域避難場所23カ所、避難所31カ所を指定しています。広域避難場所、避難所に地域指定はしておりませんので、安全な経路をご確認の上、お近くの広域避難場所や避難所に避難してください。

市内の広域避難場所や避難所などを掲載した「座間市防災マップ」を改訂し、3月から順次、市内全世帯に配布しています。配布は、配布業者（有）らいふ）が原則ポストに投函（マンションなどは集合ポストに投函）しますが、ポストなどが無い場合は配布員が直接訪問し、お渡しします。

配布に関する問い合わせ先（有）らいふ ☎042(760)9388

### 小・中学校における取り組み

担当 教育指導課 ☎046(252)8732 ☎046(252)4311

市教育委員会では、「学校における地震・風水害対応マニュアル(暫定版)」を作成しました。これは、大震災など災害時に児童・生徒の引き渡しに関する取り決めや、授業中や登下校中など場面別に発生した場合の対応を定めたもので、市内小・中学校では、この内容に沿って地域性などを考慮した各校独自の「学校防災計画」を作成し、子どもたちの安全を守ります。

また、各小・中学校では、独自に地震など防災教育に努めており、子どもたちは防災に関する知識や地震発生時の行動などを学んでいます。

## 特集

# あの震災から学ぶこと ～自助・共助・公助～

## あの目を忘れない 3.11東日本大震災

～座間が行った復興支援報告～

- とき 3月10日（土）午前10時～午後4時30分
  - ところ サニープレイス座間（総合福祉センター）
  - 内容 東日本大震災復興支援活動報告会（午前10時～正午）、「座間市で災害が起こったら…」をテーマとした基調講演とパネルディスカッション（午後1時～）、地域団体などの復興支援活動のパネル展示（午前10時～午後4時30分）
  - 参加費 無料
  - 参加方法 当日直接同センターへ（入退場自由）
- 担当 市社会福祉協議会 ☎046(266)2001 ☎046(266)2009

昨年三月十一日の東日本大震災は未曾有の大災害として東北地方を中心に大きな被害をもたらしました。市では、キャンパス座間や厚木基地、県内外の都市との防災協定などを締結すると共に、この震災を教訓として、広域避難場所・避難所の周知、木造住宅の耐震相談の実施、非常食や水の備蓄を行い、災害に強いまちづくりを進めています。



「自助」「共助」「公助」を互いにつなげ、地域の被害の軽減を図ることができるとともに、強いまちづくりを進めていきます。

しかし、災害が発生した際は、国や市の対応（公助）だけでは限界があり、早期に実効性のある対策を取ることが難しい場合も考えられます。



## 自助

まずは自分や家族の命を守ること。自分が助かれ、人を助けることができます。災害に備えて、「今」できることは何かを考えましょう。

### 防災・減災活動体験講座

市では、ざま災害ボランティアネットワークとの相互提案型協働事業として、災害時などに自ら考えて行動する力を養成する体験講座を開催します。

- とき 3月10日（土）午前10時～午後1時
- ところ 県立座間谷戸山公園東口広場
- 対象 「市民防災・減災講座AまたはBコース」を修了された方を主な対象としていますが、どなたでも参加可能
- 参加費 無料
- 申込方法 3月7日（水）までに直接担当へ

担当 安全防災課 ☎046(252)7395 ☎046(252)7773

### 木造住宅の耐震改修を支援～無料耐震相談・耐震診断や耐震改修工事の費用補助

市では、地震に強いまちづくりを進めるために、市民の木造住宅の耐震化の取り組みに対し支援を行っています。

《無料耐震相談会》  
昭和56年5月31日以前に建築した一戸建ての住宅を対象に、年に4回実施しています。来年度は次の日程を予定します。

	とき	ところ
第1回	5月26日（土）	青少年センター
第2回	7月28日（土）	市民館
第3回	9月29日（土）	東地区文化センター
第4回	平成25年2月16日（土）	北地区文化センター

- 相談時間 約45分
- 相談員 神奈川県建築士事務所協会座間支部会員
- 持ち物 受け付け後に市から送付された書類、確認申請などの図面（略図でも可）、建物状況が分かる写真など
- 申込方法 実施日が近くなりましたら、広報ざまなどでお知らせします。

### 《木造住宅の耐震診断や耐震改修工事の費用補助》

申請者が所有し居住している昭和56年5月31日以前に在来工法で建築された2階建て以下の木造住宅を対象に、耐震診断や耐震改修工事費用の一部補助をしています。詳しくは担当にお問い合わせください。

※市では、建築物の耐震診断や改修などについて、電話や訪問などの勧誘はしていません。

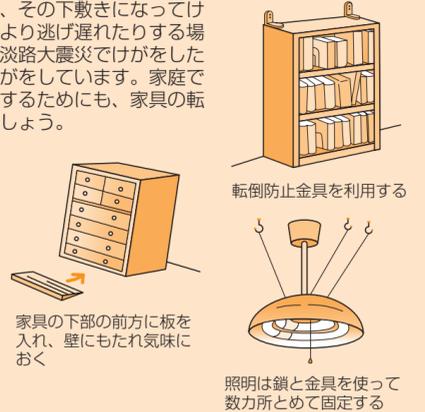
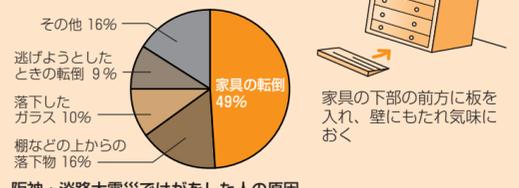
担当 建築住宅課 ☎046(252)7396 ☎046(255)3550

### 家具の転倒防止

担当 安全防災課 ☎046(252)7395 ☎046(252)7773

建物が無事でも家具が転倒すると、その下敷きになってけがをしたり、室内が散乱することにより逃げ遅れたりする場合があります。下図のように阪神・淡路大震災でけがをした人の半数近くが家具の転倒によりけがをしています。家庭での被害を防ぎ、安全な逃げ道を確保するためにも、家具の転倒・落下防止対策を実践しておきましょう。

- ・収納に工夫を
- ・置き方に工夫を
- ・照明器具の補強を
- ・耐震金具の利用を



阪神・淡路大震災でけがをした人の原因

### 非常持出品（備蓄品）を準備

担当 安全防災課 ☎046(252)7395 ☎046(252)7773

非常持出品は家族構成を考えて必要な分だけ用意し、避難時にすぐ取り出せる場所に保管しておきましょう。災害発生時に最初に持ち出せる非常持出品と、災害から復旧するまでの数日間を支える非常備蓄品を分けて用意しておきましょう。

#### □非常持出品

- ・懐中電灯、携帯ラジオ
- ・非常食・水
- ・貴重品・救急医薬品
- ・その他：ヘルメット（防災ずきん）、上着、下着、タオル、軍手、紙の食器、ライター（マッチ）、缶切り、栓抜き、ろうそく、ナイフ、ビニール袋、ティッシュ、ビニールシート、生理用品、紙おむつ、ほ乳瓶など。

#### □非常備蓄品

- ・食品
- ・水
- ・燃料
- ・その他



### 非常用に飲料水を保存しましょう

災害時などに用意する非常用飲料水の目安は一人1日3リットルの3日分、例えば4人家族の家庭では36リットルです。

水道水を保存するには、清潔なポリタンクやペットボトルにそのまま入れて密閉し、冷暗所で保存します。目安は、夏季3日、冬季10日です。煮沸や浄水器を通した後の水道水は滅菌用の塩素がなくなっているため、保存用にはしないでください。

ペットボトルやアルミ缶で市販されている飲料水は、保存可能期間も長く非常用飲料水に適しています（保存期間は容器に消費期限が印字されています）

市では、座間の水道の原水をアルミ缶に詰めた「ざまみず」を販売しています。「ざまみず」は1本375ミリリットルで製造日から3年間保存することができます。1箱24本入り、合計9リットルになりますので、非常用にぜひご購入ください。

○販売場所 市役所地下売店、コミュニティプラザ（ふれあい会館）内食堂、水道料金お客様センターのほか、市内の酒店またはコンビニエンスストア（一部販売していない店舗もあります）

○オープン価格

担当 水道経営課 ☎046(252)7480 ☎046(257)4155

もしものときのために水を用意してね

